

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社
代表取締役社長 大本 晶之

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエアウエストタワー7階
丸紅イノベクシス株式会社
代表取締役社長 衣畑 雅寿

丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）及び丸紅イノベクシス株式会社（以下「イノベクシス」という。）は、丸紅及びイノベクシスの間で締結した2026年2月12日付吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」という。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、丸紅を吸収分割会社、イノベクシスを吸収分割承継会社として、丸紅の天日塩、クロールアルカリ、塩化ビニール、無機化学品等のトレード事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務をイノベクシスに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行いましたので、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事項を、以下のとおり開示いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 吸収分割会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、同法第784条の2の規定に従い丸紅に対して本吸収分割をやめることを請求できる株主はおりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、同法第785条第1項の規定に従い丸紅に対して株式買取を請求できる株主はおりません。

なお、同法第 785 条第 3 項但書の規定に基づき、同法第 785 条第 3 項の規定による株主に対する通知も不要とされております。

(3) 新株予約権買取請求

丸紅において会社法第 787 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権はないため、丸紅は、同法第 787 条の規定による手続きを実施しておりません。

(4) 債権者の異議

丸紅は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定並びに定款第 5 条（公告方法）の規定に従い、2026 年 2 月 24 日付で官報及び電子公告によりそれぞれ公告を行いました。同法第 789 条第 1 項の規定に従い丸紅に対して異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 株主の差止請求

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、イノベクシスに対して本吸収分割をやめることを請求した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

イノベクシスは、会社法第 797 条第 3 項の規定に従い 2026 年 3 月 9 日に株主に対し通知を行いました。会社法第 797 条第 1 項の規定に従いイノベクシスに対して株式の買取りを請求した株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議

イノベクシスは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定並びに定款第 5 条（公告方法）の規定に従い、2026 年 2 月 24 日付で官報及び電子公告によりそれぞれ公告を行いました。同法第 799 条第 1 項の規定に従いイノベクシスに対して異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

イノベクシスは、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、丸紅から本事業に関する資産及び負債その他の権利義務を本吸収分割契約に従って承継いたしました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

2026 年 4 月 1 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上